

第三十一条第二十一項中「に掲げる運転条件」の下に「(第十一項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの及び第十三項の自動車にあつては、第一号イに掲げる運転条件を除く。)」を加え、同項第一号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 原動機を最高出力時の回転数の三十パーセント回転数(その回転数が毎分八百回転未満のものにあつては、毎分八百回転)で全負荷運転している状態

第五十八条第一項の表第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

第六十六 軽油を燃料とする自動車であつて平成十一年八月三十一日、第三十一条第四項第一号に製造されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、第二号から第四号、及び炭素酸化物等発散防止装置指定自動車を除く。)

第五十八条第六十七項、第七十二項、第七十九項、第八十三項及び第九十五項中「同条第二十一項第一号」を「同条第二十一項第一号ロからニまで」に改め、同条に次の二項を加える。

110 第三十一条第十項の自動車であつて同項の表の第二号から第三号までに掲げるもののうち、平成十六年八月三十一日以前に製作された自動車(第一項の表の第四十号に掲げる自動車、第二十七項、第三十二項、第三十八項、第四十項、第四十六項、第四十九項、第五十二項、第五十九項、第六十一項、第六十三項、第六十五項、第七十項、第七十七項及び第八十一項の自動車を除く。)

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、第三十一条第十四項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

111 第三十一条第十一項の自動車であつて同項の表の第一号から第三号までに掲げるもののうち、平成十六年八月三十一日以前に製作された自動車(第一項の表の第四十号に掲げる自動車、第二十七項、第三十二項、第三十八項、第四十項、第四十六項、第四十九項、第五十二項、第五十九項、第六十一項、第六十三項、第六十五項、第七十項、第七十七項及び第八十一項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十四年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

一 当該自動車に十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)が、一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・六二、窒素酸化物にあつては〇・五五、粒子状物質にあつては〇・一四を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、第三十一条第十四項第二号に掲げる基準に適合したものであること。

第二条 道路運送車両の保安基準の一部を次のように改正する。

第三十一条第十項の表第四号中「二・七〇」を「〇・九八」に、「〇・六二」を「〇・二四」に、「〇・九七」を「〇・六八」に、「〇・一八」を「〇・一二」に改め、同条第十一項の表第四号中「二・一〇」を「〇・六三」に、「〇・四〇」を「〇・一二」に、「〇・七〇」を「〇・四九」に、「〇・〇九」を「〇・〇六」に改め、同条第十二項中「軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて第十項の自動車以外のもの」を「次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて軽油を燃料とするもののうち、第十項の自動車以外の自動車」に、「一酸化炭素にあつては九・二〇、炭化水素にあつては三・八〇、窒素酸化物にあつては五・八〇、粒子状物質にあつては〇・四九」を「それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 車両総重量が十二トン以下の普通自動車及び小型自動車	三・四六	一・四七	四・二三	〇・三五	
二 車両総重量が十二トンを超える普通自動車及び小型自動車	九・二〇	三・八〇	五・八〇	〇・四九	

第三十一条第十三項中「軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて第十一項の自動車以外のもの」を「次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて軽油を燃料とするもの(第十一項の自動車以外の自動車)」に、「一酸化炭素にあつては七・四〇、炭化水素にあつては二・九〇、窒素酸化物にあつては四・五〇、粒子状物質にあつては〇・二五」を「それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 前項の表の第一号に掲げる自動車	二・二二	〇・八七	三・三八	〇・一八	
二 前項の表の第二号に掲げる自動車	七・四〇	二・九〇	四・五〇	〇・二五	

第三十一条第十四項中「第十項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの、第十一項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの並びに第十二項及び第十三項の自動車」を「第十二項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの及び第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの」に改め、同条第十九項ただし書を次のように改める。

ただし、第十二項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの及び第十三項の自動車であつて同項の表の第二号の種別の欄に掲げるものにあつては、この限りでない。

第三十一条第二十一項中「第十一項の自動車であつて表の第四号に掲げるもの及び第十三項の自動車」を「第十三項の自動車であつて表の第二号に掲げるもの」に改める。

第五十八条第一項の表第六十六号を次のように改める。

第六十六 軽油を燃料とする自動車であつて次に掲げるもの

イ 第三十一条第十項の自動車であつて同項の表の第一号から第三号まで及び同条第十一項の自動車であつて同項の表の第一号から第三号までに掲げるもののうち、平成十六年八月三十一日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

ロ 第三十一条第十項の自動車であつて同項の表の第四号及び同条第十一項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもののうち、平成十六年八月三十一日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

ハ 第三十一条第十二項の自動車であつて同項の表の第一号及び第三号の自動車であつて同項の表の第一号に掲げるものうち、平成十六年八月三十一日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

第三十一条第十四項第二号から第四号まで、第十九項及び第二十一項第一号イ